

子ども・子育て会議（第 43 回）

全国保育協議会 意見

1. 幼児教育・保育の無償化について

「幼児教育・保育の無償化」の 10 月の実施まで期日が迫っています。保護者に混乱を招かないように、各施設が保護者へスムーズに説明できるよう、国からの説明・情報提供を早めに行っていただくようお願いいたします。

2. 子ども・子育て支援新制度の施行 5 年後の見直しについて

子ども・子育て支援新制度の施行 5 年後の見直しについては、施行から整理されていない事項があり、子ども・子育て会議においても丁寧な議論をしていただくようお願いいたします。

本会として繰り返し述べてきましたが、満 3 歳児の扱いについて子ども・子育て支援給付における整理が必要です。

無償化にともない、「小学校就学前の 3 年間分の保育料を無償化する」こととされています。保育所等を利用する子どもについて、「年度途中で満 3 歳になっても、翌年度の 4 月からの利用料が無償化され、また年度途中で満 6 歳になっても、その年度の 3 月までの利用料は無償」とされ、幼稚園・認定こども園（教育・保育給付第 1 号認定）については、学校教育法で定められていることや、満 3 歳になった時から翌 4 月を待たずに年少クラスに所属することも多いこと、幼稚園就園奨励費の満 3 歳から補助対象を根拠として「満 3 歳になった日から無償化の対象」とされています。ただし、幼稚園の預かり保育事業については、保育所等との公平性の観点から、住民税非課税世帯を除き、翌年度（4 月）からが施設等利用給付の対象とされています（「自治体向け FAQ【2019 年 5 月 30 日版】」No. 53「幼稚園等の無償化対象期間」）。

給付の対象について一定の整理はされていますが、年度による年齢の考え方に統一すべきと考えます。保護者（子ども）にとってもわかりやすく、事業者にとっても運営しやすくなるのではないのでしょうか。

3. 働き方改革への対応について

保育の現場においても、保育士・保育教諭等の働き方改革への対応が必要です。地域により保育士等の雇用が難しい（保育士不足の）地域があります。保育の質を担保しつつ働き方改革に対応するため、保育士等の雇用対策の充実と全産業の労働者の平均賃金との格差解消へ向けた処遇改善について、さらなる対応を求めます。

以上